女性・若者への働く世代の健康経営理解促進業務委託
公募型プロポーザル募集要領

１　目的

県では、働く世代の健康づくり及び働きやすい職場環境づくりを推進するため、従業員の健康づくりに積極的に取り組む県内企業を「ふくしま健康経営優良事業所」として認定し、健康経営の県内企業への普及を図っている。

本業務委託では、若者が就職先選びで重視する働きやすさと「健康経営」という言葉の認知・理解との隔たりを解消するため、健康経営の取組が働きやすい職場づくりにどのようにつながるかを具体的に伝える広報素材を制作することを目的とする。

２　業務概要及び仕様

(1)　委託業務名

女性・若者への働く世代の健康経営理解促進業務

(2)　委託料の上限額

５，２００千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(3)　業務内容

別紙「女性・若者への働く世代の健康づくり理解促進業務委託仕様書」のとおり

(4)　委託契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

３　主なスケジュール

項　　目	日　　程
公告	令和８年１１月１８日（水）
質問書の提出期限	令和８年１１月２４日（火）１７時まで
質問に対する回答の公表	令和８年１１月２６日（木）１７時まで
参加表明書の提出期限	令和８年１１月３０日（月）１７時まで
企画提案書の提出期限	令和８年１２月　４日（金）１７時まで
プレゼンテーションによる審査会	令和８年１２月１４日（月）予定
審査結果の通知	令和８年１２月１５日（火）以降
契約締結	令和９年１月上旬予定

４　参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

(1)　本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

(3)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者

若しくはなされた者（同法第 41 条第１項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第１項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 募集要領を公示した日から契約締結の日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号第２条第１項第２号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

(8) 福島県税を滞納している者でないこと。

(9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(10) 本業務を実施するにあたり、契約開始日より円滑に業務運営を行うために必要な執行体制を整えることができること。

５　実施要領等の入手方法

実施要領及び参加表明書等の様式は、福島県保健福祉部健康づくり推進課（以下「健康づくり推進課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、健康づくり推進課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

６　質問書の提出

(1) 提出書類

質問書（第１号様式）

(2) 提出期限

令和８年１１月２４日（火）１７時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールより提出してください。

また、件名は「女性活躍・働く世代の健康経営理解促進業務委託に関する質問」とし、電子メールの送信後に、その旨を電話にてお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、健康づくり推進課のホームページにて公表します。

なお、個別の回答は行いません。

(5) 回答日時

令和８年１１月２６日（木）１７時まで

7　参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する意思がある者は、参加表明書等を提出期限までに「12　問合せ及び各種書類の提出先」まで提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1)　提出書類

ア　参加表明書（第２号様式）

イ　団体等概要（第３号様式）と直近１事業年度の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

ウ　定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

エ　法人登記簿の写し（申請受付日の３ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

(2)　提出部数

１部

(3)　提出期限

令和８年１１月３０日（月）１７時まで（必着）

(4)　提出方法

持参又は郵送してください。

(5)　参加資格審査

参加表明者の参加資格要件の適否を確認後、速やかにその結果を通知いたします。

8　企画提案書等の提出

参加資格要件が適当と認められた者は、企画提案書等を提出期限までに「12　問合せ及び各種書類の提出先」まで提出してください。

(1)　提出書類

ア　企画提案書及び工程表

委託仕様書の委託業務内容に記載している各業務が円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案をしていただくとともに、各業務の実施方法について具体的に提案してください。（様式任意。ただし、日本工業規格Ａ４版とする。）

イ　事業経費積算書（様式任意。ただし、日本工業規格Ａ４版、消費税額は 10%とする。）

ウ　業務実施体制書（第４号様式）

(2)　提出部数

６部（正本１部、副本５部）

(3)　提出期限

令和８年１２月４日（金）１７時まで（必着）

(4)　提出方法

持参又は郵送してください。アについては PDF データも提出してください。

９　企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1)　失格または無効

ア　参加資格を満たしていない場合

イ　同一者が２つ以上の提案書を提出した場合

ウ　提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留または簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けません。

エ　提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

オ　見積書の金額が２(2)の上限額を超過している場合

カ　プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合

キ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ク　提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕または起訴された場合

ケ　下記 10(2)審査委員会（プレゼンテーション）当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。

コ　その他本募集要領または福島県があらかじめ指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

(2)　辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(3)　費用負担

プロポーザルに要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(4)　その他

ア　参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ　提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ　提出された企画提案書等は返却しません。

エ　提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成１２年条例第５号）に基づく情報公開請求の対象となります。

オ　事業実施にあたっては、採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

10　プロポーザルの審査に関する事項

(1)　審査方法

審査委員会による審査会において、企画提案書等のプレゼンテーション・ヒアリングを実施します。審査委員の合計得点が満点の６割以上に達し、最も高い者を業務受託予定者（単独随意契約の予定者）に選定します。なお、最高得点の者が複数いる場

合は、審査委員会が協議の上、委託候補者を決定します。

(2)　審査会

ア　開催日時

令和８年１２月１４日（月）（予定）

イ　所要時間

プレゼンテーションの持ち時間は、１社１０分とします。

５分経過後にベルを鳴らしますので、進行の参考としてください。また、１０分経過後に終了のベルを鳴らしますので、速やかにプレゼンテーションを終了してください。その後、１０分程度の質疑応答を行います。

ウ　その他

・正式な開催日時及び場所は、別途通知します。

・審査会当日における追加資料の配付・使用は認めません。

(3)　評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務理解	・企業における女性・若者の健康づくりの必要性など、本業務委託の目的や業務内容を理解しているか。	5
企画性（コンテンツの内容）	・発信するコンテンツについて、県内企業等が興味を持ち、取組の必要性等の理解を得られる内容となっているか。	３０
企画性（広報の方法）	・広報の手法について、県内企業を始めとし、関係機関や県民などの多くの方に情報が届く内容となっているか。	３０
スケジュール	・委託業務の期限までに、企画内容を無理なく達成できる業務実施工程となっているか。	１０
実施体制	・配置された人員は十分か。 ・適切な資格や技能を持った人員が配置されているか。	１０
業務実績	・本業務と類似の業務実績が十分にあり、その経験やノウハウを本業務にいかせるか。	１０
経費積算	・費用対効果に優れた適切な事業費（見積書）の積算となっているか。 ・提案内容と整合性はあるか。	5
合　計		１００

(4)　結果通知

プレゼンテーションの結果は、企画提案の採用、不採用にかかわらず、書面により後日通知します。

11　契約の締結等

(1)　仕様書等の協議

業務受託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定したうえで契約を締結します。なお、仕様書の内容は、業務受託予定者が提案した内容を基本としますが、一部変更する場合があります。

(2)　契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

(3)　その他

業務受託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、または業務受託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

12　問合せ及び各種書類の提出先

〒960-8670
福島県福島市杉妻町２番１６号（西庁舎７階）
福島県保健福祉部健康づくり推進課
電話　024-521-7236　ＦＡＸ 024-521-2191
メール　kenko-zukuri@pref.fukushima.lg.jp